

「第12次鳥獣保護管理事業計画」等の策定について

1 目的

生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に資することを目的に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条第1項に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図る事業を実施するため、第12次鳥獣保護管理事業計画等を策定するものとする。

2 計画の内訳

基 本 計 画	特定鳥獣の管理計画
鳥獣の保護及び管理を図るため鳥獣保護区の指定や捕獲許可等の事業実施に関する基本的な計画	生息数が著しく増加、または生息地の範囲が拡大している鳥獣を管理
① 第12次鳥獣保護管理事業計画	② 第4期ニホンジカ適正管理計画 ③ 第4期イノシシ適正管理計画 ④ 第2期ニホンザル適正管理計画

3 計画期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

4 変更・修正点

① 第12次鳥獣保護管理事業計画（案）

- ・生活環境、農林水産業等に係る被害防止を目的とした有害駆除におけるニホンザルの許可基準を変更
1人当たり捕獲数5頭以内 ⇒ 必要数
- ・野鳥の森等の管理において、観察できる場所として次の2箇所を追加
「徳島県立出島野鳥公園」、「徳島県立佐那河内いきものふれあいの里」

② 第4期ニホンジカ適正管理計画（案）

- ・メスジカを個体数管理目標の半数に設定

③ 第4期イノシシ適正管理計画（案）

- ・管理目標における平成26年度の県内推定生息数を修正
13,649頭 ⇒ 12,307頭
- ・平成29年度の捕獲目標を上方修正
6,000頭 ⇒ 6,600頭以上
- ・将来予測（平成35年度）の生息推定値を修正
5,310頭 ⇒ 5,000頭以下
- ・その他事項に、市街地出没時への適切な対応策を追記